

2023年6月9日

特定技能2号移行対象分野拡大に関する閣議決定のお知らせ

2019年4月より開始された特定技能制度の2号移行対象分野を、現行の2分野（建設・造船、船用工業）から、11分野へ拡大する案が閣議決定されましたので、お知らせ致します。

- 1) ビルクリーニング (厚労省管轄)
- 2) 製造業 (経産省管轄)
- 3) 自動車整備 (国交省管轄)
- 4) 航空 //
- 5) 宿泊 //
- 6) 農業 (農水省管轄)
- 7) 漁業 //
- 8) 飲食料品製造業 //
- 9) 外食業 //

「介護」については、既に介護福祉士の資格取得により、2号と同様の待遇が認められています。

2号移行については、**特定技能2号移行試験**の創設が検討されており、**『監督者』としての業務を統括できる程度の技能が求められる**こととなります。

以上